

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成25年7月18日(2013.7.18)

【公表番号】特表2012-532007(P2012-532007A)

【公表日】平成24年12月13日(2012.12.13)

【年通号数】公開・登録公報2012-053

【出願番号】特願2012-516869(P2012-516869)

【国際特許分類】

B 0 1 D	53/02	(2006.01)
B 0 1 J	20/18	(2006.01)
B 0 1 J	20/34	(2006.01)
B 0 1 D	53/04	(2006.01)
A 2 3 L	1/015	(2006.01)
A 0 1 F	25/00	(2006.01)

【F I】

B 0 1 D	53/02	Z
B 0 1 J	20/18	D
B 0 1 J	20/34	H
B 0 1 D	53/04	A
B 0 1 D	53/04	F
A 2 3 L	1/015	
A 0 1 F	25/00	A

【手続補正書】

【提出日】平成25年5月30日(2013.5.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 7】

好適なインジケータは、特許出願JP60-201252に開示されたパラジウム系のエチレンインジケータを含む。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

パラジウムドープされた水素ZSM-5の使用であって、
有機物質由来の揮発性有機化合物(VOC)を吸着するものであり、
前記水素ZSM-5のSi:A1の比が、100:1以下であり、
前記パラジウムドープされた水素ZSM-5が、10vol%未満の酸素を含む環境で
使用される、パラジウムドープされた水素ZSM-5の使用。

【請求項2】

前記水素ZSM-5のSi:A1の比は、22:1~28:1である、請求項1に記載
のパラジウムドープされた水素ZSM-5の使用。

【請求項3】

前記有機物質が腐敗しやすい有機物品である、請求項 1 または 2 に記載のパラジウムドープされた水素 ZSM-5 の使用。

【請求項 4】

前記腐敗しやすい有機物品が(a)食品又は(b)園芸作物である、請求項 3 に記載のパラジウムドープされた水素 ZSM-5 の使用。

【請求項 5】

前記食品が果物および / または野菜である、請求項 4 に記載のパラジウムドープされた水素 ZSM-5 の使用。

【請求項 6】

前記園芸作物が、植物および / または切り花である、請求項 4 に記載のパラジウムドープされた水素 ZSM-5 の使用。

【請求項 7】

前記有機物質が、ゴミを含んでなるものである、請求項 1 または 2 に記載のパラジウムドープされた水素 ZSM-5 の使用。

【請求項 8】

前記有機物質が、貯蔵容器または包装に貯蔵されてなるものである、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載のパラジウムドープされた水素 ZSM-5 の使用。

【請求項 9】

前記揮発性有機化合物が、-10 ~ 50 の温度で吸着される、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載のパラジウムドープされた水素 ZSM-5 の使用。

【請求項 10】

前記揮発性有機化合物が、(a)エチレン、或いは(b)ホルムアルデヒドおよび / または酢酸を含んでなるものである、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載のパラジウムドープされた水素 ZSM-5 の使用。

【請求項 11】

前記パラジウムが、前記ドープされた水素 ZSM-5 の総重量を基準として 0.1 wt % ~ 10.0 wt % で含まれてなる、請求項 1 ~ 10 のいずれか一項に記載のパラジウムドープされた水素 ZSM-5 の使用。

【請求項 12】

前記環境が、調整された大気の環境または変更された大気の環境である、請求項 1 ~ 11 のいずれか一項に記載のパラジウムドープされた水素 ZSM-5 の使用。

【請求項 13】

前記酸素が、0.5 v o l % 以上 10 v o l % 未満で存在する、請求項 1 ~ 12 のいずれか一項に記載のパラジウムドープされた水素 ZSM-5 の使用。

【請求項 14】

前記揮発性有機化合物が、0.10 ppm 以下の水準で吸着される、請求項 1 ~ 13 のいずれか一項に記載のパラジウムドープされた水素 ZSM-5 の使用。

【請求項 15】

前記パラジウムドープされた水素 ZSM-5 を、空气中において、30 分間、250 で加熱し、

前記パラジウムドープされた水素 ZSM-5 に吸着された揮発性有機化合物および存在する第 2 化合物を放出し、

それにより、更なる使用のためにパラジウムドープされた水素 ZSM-5 を再生するものである、請求項 1 ~ 14 のいずれか一項に記載のパラジウムドープされた水素 ZSM-5 の使用。

【請求項 16】

前記パラジウムドープされた水素 ZSM-5 が、VOC インジケータと共に使用される、請求項 1 ~ 15 のいずれか一項に記載のパラジウムドープされた水素 ZSM-5 の使用。

【請求項 17】

前記パラジウムドープされた水素ZSM-5が、
ラベルの形態、小袋の形態またはインクの形態であり、
触媒担体上またはその内部にコーティングされた形態であり、或いは
押出成形物、ペレット、錠剤、グレインまたはグラニュールの形態であり、或いは、
前記パラジウムドープされた水素ZSM-5が、包装物質内に挿入されてなるものである、
請求項1～16のいずれか一項に記載のパラジウムドープされた水素ZSM-5の使用。